地方税法施行令の一部を改正する政令の概要について

令 和 ８ 年 ８ 月
総　　務　　省

１　趣旨

軽油引取税は、原則、軽油の引取りに対して課税されるが、一定の用途に使用する軽油（以下「免税軽油」という。）の引取りに対しては、軽油引取税を課さないものとされている。免税軽油の引取りを行った者が、他の者に当該免税軽油を譲渡する場合には、軽油引取税が課されるが、自衛隊の船舶の使用者が「我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で政令で定めるもの」に基づき当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため免税軽油を譲渡する場合には軽油引取税を課さないものとされている。

上記の政令で定める国際約束は、地方税法施行令附則第 10 条の２の２第 13 項に規定されている。

今般の第 221 回特別国会において、

・「日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定」（以下「日新ＡＣＳＡ」という。）
・「日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定」（以下「日比ＡＣＳＡ」という。）
・「日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定」（以下「日蘭ＡＣＳＡ」という。）

が承認され、令和８年８月以降（予定）に発効することを踏まえ、同項に日新ＡＣＳＡ、日比ＡＣＳＡ及び日蘭ＡＣＳＡを追加する改正を行うもの。

２　改正内容

地税令附則第 10 条の２の２第 13 項に日新ＡＣＳＡ、日比ＡＣＳＡ及び日蘭ＡＣＳＡを追加する。

※　現在、同項において、日豪、日英、日仏、日加、日印、日独、日伊ＡＣＳＡを規定。

３　施行期日

それぞれの協定の効力発生の日から施行する。

※　いずれも、両当事国政府が外交上の公文を交換した日の後30日目（日新ＡＣＳＡ：令和８年８月15日（土）（予定）、日比ＡＣＳＡ：令和８年８月22日（土）（予定）、日蘭ＡＣＳＡ：令和８年９月以降（予定））に効力を生ずる。

４　閣議決定日等

閣議決定日：令和８年８月４日（火）
公　布　日：令和８年８月７日（金）

※　日新ＡＣＳＡ、日比ＡＣＳＡ及び日蘭ＡＣＳＡの効力発生の日までに閣議決定及び公布を行う必要があるもの。